

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

令和3年3月9日（火）

高齢者支援課

目次

【高齢者支援課】

1. 介護施設等の整備及び運営について	1
2. 介護施設等における防災・減災対策の推進について	18
3. 有料老人ホーム等の適切な整備及び運営の推進について	29
4. 高齢者の居住と生活の一体的な支援について	43
5. 介護現場革新の取組について	45
6. 高齢者虐待の防止等について	57
7. 介護サービス相談員制度の推進について	61
8. 福祉用具・住宅改修について	65
9. 養護老人ホーム・軽費老人ホームについて	72
10. 介護施設等における防護具等の供給・備蓄について	80

8. 福祉用具・住宅改修について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

福祉用具については、平成 30 年度介護報酬改定等により、利用者の適切な福祉用具選定に資するよう、

- ・ 国が商品ごとに貸与価格の全国的な状況を把握し、全国平均貸与価格を公表するとともに、商品ごとに貸与価格の上限（全国平均貸与価格＋1 標準偏差）を設定
- ・ 福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明するほか、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示

する等の取組を実施しているところである。

福祉用具貸与の上限設定については、施行後の実態を踏まえつつ、概ね 1 年に 1 度の頻度で見直すこととしていたが、毎年度見直しても十分な適正化効果が得られない一方、事業所の事務負担が大きいことから、他サービスと同様、「3 年に 1 度の頻度」で見直すこととし、令和 3 年 4 月貸与分から適用することとしている。

各都道府県におかれては、下記を含めて管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくとともに、必要に応じて介護保険法に基づく実地指導・監査を行っていただくようお願いする。

① 介護給付費明細書への商品コードの記載

全国平均貸与価格等の公表に伴い、福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、「「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について」（平成 29 年 10 月 19 日老高発 1019 第 1 号・老老発 1019 第 1 号）等でお知らせしているとおり、介護給付費明細書に TAIS コード又は福祉用具届出コード（以下「商品コード」という。）を記載いただくこととしている。

商品ごとに貸与価格の情報を把握するためには、商品コードを誤りなく正確に記載いただくことが必要であることから、各保険者においても、適切な介護給付費請求の観点から、必要に応じて記載内容を福祉用具貸与事業者に照会するなど確認を行っていただくことが重要である。

また、実際の商品コードについては、公益財団テクノエイド協会が付与・公表を行っており、商品コード一覧は毎月当法人のホームページで更新されているので、福祉用具貸与事業者においては、確認いただくようお願いする。

各都道府県におかれては、管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等に対し、これらの内容について周知徹底いただくようお願いする。

< 商品コード一覧（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ） >

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

② 全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」（平成 30 年 3 月 22 日老高発 0332 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を令和 2 年 6 月 12 日に改正し、見

直し頻度を3年に1度に改め、令和2年10月30日に令和3年4月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表を行ったところである。

厚生労働省のホームページで全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧を公表しているので、福祉用具貸与事業者においては、随時本内容を確認いただくようお願いする。

なお、次期見直しに向けて、継続的に貸与価格の実態や経営への影響等について調査を実施し、必要な検討を行っていくこととしているので、あらかじめ御了知いただきたい。

<全国平均貸与価格・貸与価格の上限（厚生労働省ホームページ）>
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

（２）介護保険における福祉用具の貸与・販売種目の在り方について

介護保険の福祉用具については、令和2年11月2日の財政制度等審議会における指摘や、社会保障審議会介護給付費分科会における令和3年度介護報酬改定の議論も踏まえ、今後、福祉用具の利用実態を把握しながら、貸与・販売種目の在り方について検討を進めていくので、予め御了知願いたい。

（３）介護保険における福祉用具の評価・検討基準の見直しについて

介護保険における福祉用具の対象種目については、専門的な知見に基づいた検討を行う必要があり、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」を開催し、「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」（7要件）に基づいて、種目・種類の拡充の検討を行っている。

近年、通信機能等の複合機能を搭載した新たな福祉用具が開発されており、テクノロジーが普及する現状を踏まえた福祉用具の考え方を改めて整理するため、令和2年7月から10月にかけて本検討会を開催し、介護保険の福祉用具貸与における具体的かつ明確な評価・検討基準を再整理したところ。

今後は、再整理した評価・検討基準に基づき、少なくとも年1回、本検討会を開催することとしているので、予め御了知願いたい。

（４）ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について

ハンドル形電動車椅子については、使用中の死亡・重傷事故が発生していることを踏まえ、「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について（通知）」（平成29年3月31日老高発0331第3号）において、その使用に当たっての具体的な留意事項等について通知したところである。

そのほか、ハンドル形電動車椅子が適正かつ安全に利用されるよう、リスク低減策に関する研究事業の実施や電動車椅子の使い方手引き等の周知に努めてきたところである。

令和2年度においては、老人保健健康増進等事業を活用し、ハンドル形電動車椅子の利用安全講習会の開催や、福祉用具専門相談員が利用者に対してハンドル形電動車椅子を貸与する際の留意事項等をまとめた安全利用に関する指導手順書の作成等を行っているところであり、これらの事業成果について情報提供する予定である。

引き続き、同通知について今一度徹底をお願いするとともに、各都道府県におかれては、福祉用具貸与事業所・福祉用具専門相談員によるハンドル形電動車椅子の貸与可否の判断、貸与にあたっての使用法の指導・使用上の留意事項の説明等に対する支援を行うよう、管内の保険者等への周知をお願いしたい。

＜ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策に関する研究事業＞

（一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会ホームページ）

<http://www.jaspa.gr.jp/?p=1756>

＜福祉用具シリーズ Vol.13（電動三輪車四輪車使い方手引き）＞

（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ）

http://www.techno-aids.or.jp/research_report.html

＜福祉用具ヒヤリ・ハット情報＞

（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ）

<http://www.techno-aids.or.jp/hiyari/>

＜電動車いす安全利用の手引き・電動車いす安全運転のすすめ（動画）＞

（電動車いす安全普及協会ホームページ）

<http://www.den-ankyo.org/guidance/safety.html>

（５）住宅改修について

介護保険制度における住宅改修については、在宅介護の重視、自立支援の観点から、利用者の日常生活を行う上で必要となる自宅の段差の解消、手すりの設置などの改修を対象としているところである。また、福祉用具の利用と組み合わせることで、自立支援に向けてより効果的な支援を行うことができるケースもあり、利用者の居住環境整備のために重要な制度である。

平成30年度には、住宅改修の内容や価格を保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式例（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を示したほか、複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員が利用者に説明することとしているので、各都道府県におかれては、管内の保険者等に周知いただくとともに、適切な実施についてお願いする。

（６）保険者機能強化推進交付金に係る評価指標（福祉用具・住宅改修）について

保険者機能強化推進交付金は、介護保険法第122条の3に規定する交付金として、平成30年度より実施しており、福祉用具・住宅改修に関しても、リハビリテーション専門職、建築専門職の関与した適切な利用を推進するため、評価指標を設けているところである。しかし、その平均得点は他の指標と比べて低く（福祉用具：15点満点中4.7点、住宅改修：15点満点中5.6点）、専門職の関与が進んでいない状況が明らかになっている。このため、各都道府県におかれては、管内の保険者に対し、専門職の関与による利点（利用者の身体機能・生活状況・住環境と選定した福祉用具・住宅改修の内容の整合性がとれているか確認することが可能であること、住宅改修においては施行水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）が担保されること、利用者の状態像と合致しない福祉用具・住宅改修に

係る給付を削減することができ、介護給付費の適正化につながること等）を周知するとともに、専門職の派遣・紹介等を行うことにより、その取組の支援をお願いしたい。

令和3年度からの全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定について

- 福祉用具については、平成30年10月から商品ごとに全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定（全国平均貸与価格＋1標準偏差）を実施し、貸与価格の適正化を図ってきたところ。
- 施行当初は、施行後の実態を踏まえつつ、概ね1年に1度の頻度で見直すこととされたが、今年6月に開催した第177回介護給付費分科会において、事業所負担が大きいこと等から、令和3年度以降は3年に1度の頻度で見直すこととした（新商品は3か月に1度の頻度（変更なし））。
- 今後の見直しに向けたスケジュールについては、事業所の準備期間等の一定の配慮が必要なため、令和2年10月中に公表し、令和3年度以降においても上限設定の公表は概ね6ヶ月前に行うとともに、平均貸与価格は公表前の概ね3か月間の平均価格を算出するものとする。

<これまでの公表実績>

公表時期	公表商品数	適用時期	備考
①平成30年7月	2,807	平成30年10月	
②平成31年4月	419（新商品）	平成31年10月	初回公表2,807商品及び新商品419商品につき、消費税増税分を反映の上、公表。
③令和元年7月	77（新商品）	令和2年1月	概ね3ヶ月に1度、新商品に係る全国平均貸与価格・貸与価格の上限を公表
④令和元年10月	84（新商品）	令和2年4月	
⑤令和2年1月	64（新商品）	令和2年7月	
⑥令和2年5月	70（新商品）	令和2年10月	
⑦令和2年7月	61（新商品）	令和3年1月	
⑧令和2年10月	3,449	令和3年4月	見直し頻度を3年に1度に変更
⑨令和3年1月	52（新商品）	令和3年7月	新商品は従前のとおり公表

1

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の介護給付費明細書の記載

介護給付費等の記載要領について（抜粋）
（平成13年11月16日老老発31号厚生労働省老健局老人保健課長通知）

- 介護給付費明細書へ記載するコードについては、公益財団法人テクノエイド協会が付しているTAISコード（※1）又は福祉用具届出コード（※2）のいずれかを記載することとしている。
- 詳細な記入要領は以下のとおり。

福祉用具貸与における記載要領

- いずれのコードについても、企業コード（5桁）及び商品コード（6桁）（半角英数字）を左詰で記載すること（英字は大文字で記載すること）。その際に企業コードと商品コードの間は「-」（半角）でつなぐこと。

- 同一商品を複数貸与している場合は、給付費明細書の行を分けて記載すること。

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
手すり貸与	171007		3	1	3	0	0	00000-111111
手すり貸与	171007		3	1	3	0	0	00000-111111

- 付属品を併せて貸与している場合は、それぞれのサービス単位数を記載すること。

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
特殊寝台貸与	171003		3	1	9	0	0	00000-222222
特殊寝台付属品貸与	171004		3	1	1	0	0	00000-Z33333

請求情報は、給付費支給のほか、次回以降の全国平均貸与価格・貸与価格の上限算定の根拠となる。

→定義に基づく
正確な記載が必要。

（※1）TAISコード：公益財団法人テクノエイド協会が管理・運用する福祉用具情報システム（TAIS）上の管理コード。

（参考）福祉用具情報システム（TAIS） <http://www.techno-aids.or.jp/system/>

（※2）福祉用具届出コード：TAISコードを取得していない商品について、厚生労働省委託事業により付与されるコード。

福祉用具の貸与・販売種目の在り方

介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目について、利用実態を把握しながら、現行制度の貸与原則の在り方や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、どのような対応が考えられるのか、今後検討を進める。

財政制度等審議会資料（令和2年11月2日）

令和3年度介護報酬改定：各論⑤（福祉用具貸与の在り方の見直し）

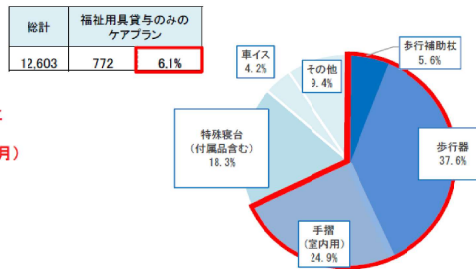
- 福祉用具貸与について、貸与に係る給付費に加え、毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントにも給付費がかかることから、購入する場合に比して多額の費用を要している。
 - また、予算執行調査において、福祉用具貸与のみを内容とするケアプランが約6%を占め、その内容として歩行補助杖等廉価な品目が約7割を占めていることが確認されている。
 - そこで、歩行補助杖などの廉価な福祉用具については、保険給付による貸与から販売に変えることで毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントの費用を不要とすることが考えられる（なお、要介護認定を更新する際や、利用者が地域包括支援センター等に相談する際など、必要に応じて状態を把握・評価すること等が考えられる）。
 - 具体的には、軽度者も使うことを想定し、要介護度に関係なく給付対象となっている品目（歩行補助杖、歩行器、手すり等）について、貸与ではなく販売とすべき。販売後に保守点検があるとしても、販売業者がその費用を明確化させた上で、販売に伴う付帯サービスとして位置付けて販売時に評価することとしてはどうか。
- （注）日本と同様に、福祉用具の貸与・販売の仕組みがある韓国では、歩行補助杖・歩行器・手すりは、貸与でなく「販売」としている。

（例）歩行補助つえを3年間使用する場合（1割負担の者）
販売価格：約1万円 レンタル価格：約1,500円/月



◆ 福祉用具貸与のみのケアプランについて

- ケアプランの内容を調査した2020年度予算執行調査によれば、福祉用具貸与のみを内容とするケアプランは全体の6.1%を占めている。
- このうち、1年間同じケアプランにおける具体的な品目の内訳は、歩行補助杖・歩行器・手すり等の廉価な品目が約7割を占める。



14

3

保険者機能強化推進交付金に係る評価結果（市町村分・福祉用具・前年度比）

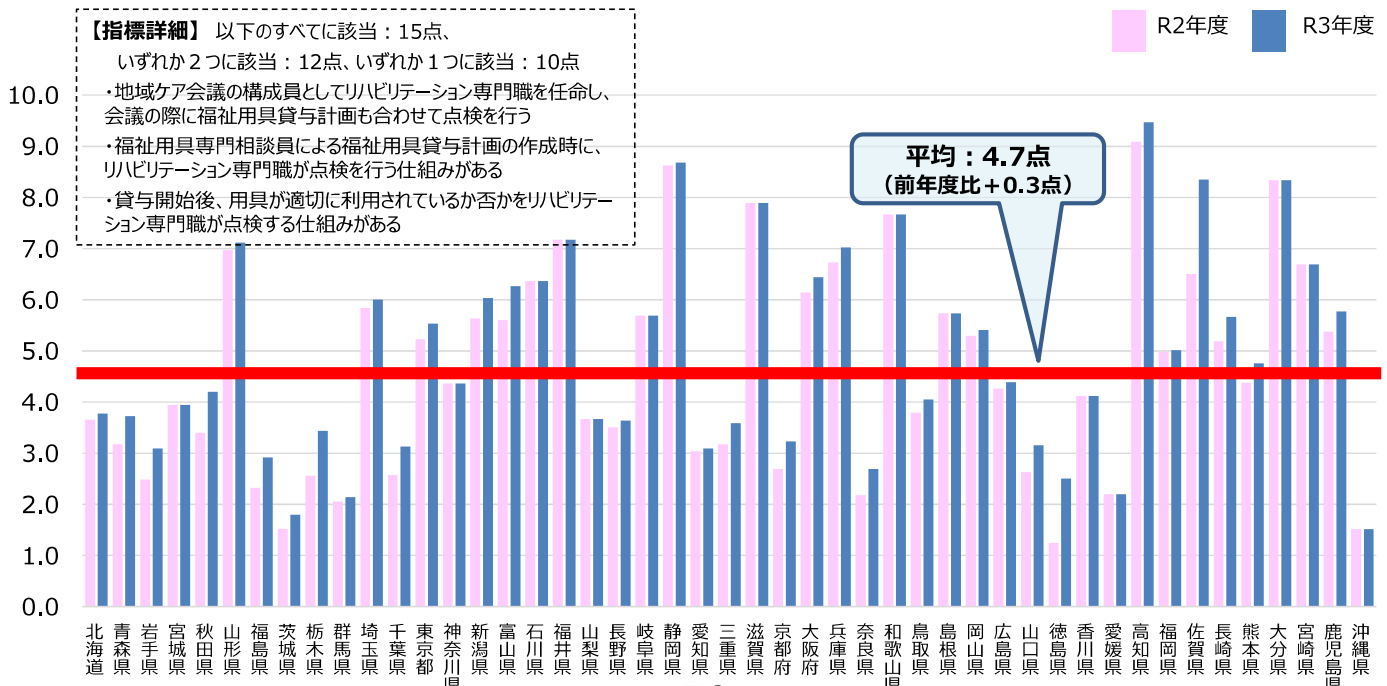
- 保険者機能強化推進交付金に係る評価について、令和2年度と3年度のⅢ（1）⑤「福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか」の都道府県別市町村得点をみると、以下のとおりであった。

令和2年度			
上位3県	高知県9.1点	静岡県8.6点	大分県8.3点
下位3県	徳島県1.3点	沖縄県1.5点	茨城県1.5点

令和3年度			
上位3県	高知県9.5点	静岡県8.7点	佐賀県8.4点
下位3県	沖縄県1.5点	茨城県1.8点	群馬県2.1点

【指標詳細】 以下のすべてに該当：15点、

- いずれか2つに該当：12点、いずれか1つに該当：10点
- ・地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与と計画も合わせて点検を行う
- ・福祉用具専門相談員による福祉用具貸与と計画の作成時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある
- ・貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある



保険者機能強化推進交付金に係る評価結果（市町村分・住宅改修・前年度比）

- 保険者機能強化推進交付金に係る評価について、令和2年度と3年度のⅢ（１）⑥「住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか」の都道府県別市町村得点をみると、以下のとおりであった。

令和2年度			
上位3県	富山県11.3点	滋賀県10.5点	静岡県9.7点
下位3県	福島県1.1点	岩手県2.0点	埼玉県2.1点



令和3年度			
上位3県	富山県11.3点	滋賀県10.5点	静岡県9.9点
下位3県	福島県1.7点	岩手県2.0点	埼玉県2.1点

